

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第  
61号）

指導監査室

1 改正の理由

前橋市総合福祉会館の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

ア 次の事業に関する業務

(ア) 障害者、障害児及び高齢者の機能訓練及び健康増進に関すること。

(イ) 児童及び母子の遊び場等の提供に関すること。

(ウ) 子育て支援に関すること。

(エ) 地域福祉の推進に関すること。

(オ) 会館の施設及び設備の提供に関すること。

(カ) その他会館の設置の目的を達成するために必要なこと。

イ 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ その他市長が定める業務

(2) 指定管理者の管理の基準等について、次のとおり定める。

ア 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、会館を適正に市民の利用に供しなければならない。

イ 指定管理者は、会館を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

ウ 指定管理者は、必要があると認めるときは、会館の利用の制限、利用許可の取消し等を行うことができる。

3 施行期日

平成30年4月1日